別記共通様式

受付番号	2022A0038

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者　殿

令和　年　8月　4日

申請者
氏名又は名称（フリガナ）　ハナハク
株式会社　ハナハク
〒 538-0037
住所　大阪府大阪市鶴見区焼野2丁目南5番3号
代表者氏名（フリガナ）　タダ　コウヘイ
代表取締役　多田　幸平
電話番号　06-4257-1810
FAX番号　06-4257-1811
メールアドレス　hanahaku@galaxy.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1.　申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ☑ ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ☐ ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ☐ ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ☐ ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2.　申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数　1　者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第１（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者　殿

令和　４ 年　８ 月　４ 日

申請者　氏名又は名称　株式会社ハナハク（ハナハク）

住　　　所　〒538-0037

大阪府大阪市鶴見区焼野２丁目南５番３号

代表者氏名　代表取締役　多田　幸平（ﾀﾀﾞ　ｺｳﾍｲ）

電話番号　06-4257-1810

水道法第16条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏（フリガナ）名	氏（フリガナ）名
代表取締役　多田（タダ）　幸平（コウヘイ）	

事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ハナハク（ハナハク）
上記事業所の所在地	郵便番号　538-0037 住所　大阪府大阪市鶴見区焼野２丁目南５番３号 電話番号　06-4257-1810 F AX番号　06-4257-1811 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　hanahaku@galaxy.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ジンバ　アキコ 陣場　明子	第２７７４０３号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（備考）この用紙の大きさは、A列４番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機　械　器　具　調　書

令和　４ 年　８ 月　４ 日　現在

種　　別	名　　　　称	型式、性能	数量	備　考
管の切断用の機械器具	塩ビカッター	ＶＣ４２ＥＤ	３	
	金切りのこ	固定式鋸弦	３	
管の加工用の機械器具	やすり	ＧＫ－５－ＨＡ 半丸	２	
	サンダー	ＭＳ－３０	２	
	パイプねじ切り器	Ｎ－１００Ａ	２	
管の接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	３	
	パイプレンチ		３	
	スパナ		３	
水圧テストポンプ	手動式テスト	Ｔ－５０ＫＰ	１	
	手動式テスト	Ｔ１０Ｋ	１	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第２（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓　　　約　　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和　４　年　８　月　４　日

申請者

氏名又は名称　　株式会社　ハナハク

住　　　　　所　大阪府大阪市鶴見区焼野２丁目南５番３号

代 表 者 氏 名　代表取締役　多田　幸平

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市鶴見区焼野二丁目南５番３号
株式会社ハナハク

会社法人等番号	1200－01－105460	
商　号	株式会社ハナハク	
本　店	大阪市鶴見区焼野二丁目南５番３号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	平成１９年　５月３０日変更 平成１９年　６月１５日登記
会社成立の年月日	平成１０年４月２７日	
目　的	１．管工事業 ２．電気工事業 ３．太陽光発電・蓄電システムの販売、設置及びメンテナンス ４．建築工事業 ５．空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、厨房設備工事、換気設備工事の設計、施工、請負、斡旋 ６．洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器及びガス器具の販売 ７．建築資材の販売 ８．家庭用電気製品の販売 ９．古物の売買 １０．インターネット販売 １１．カタログ販売 １２．建物、建築物の増改築、及びリフォーム業 １３．繊維製品、アクセサリー、日用雑貨の販売及び輸出入 １４．不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理・運営 １５．飲食業 １６．コンサルタント業 １７．各種企業への投資 １８．前各号に付帯関連する一切の業務 平成２６年　６月１０日変更　　平成２６年　６月１１日登記	
発行可能株式総数	８００株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ８００株	平成２１年　５月　８日変更 平成２１年　５月１３日登記
資本金の額	金４０００万円	平成２１年　５月　８日変更 平成２１年　５月１３日登記

大阪市鶴見区焼野二丁目南５番３号
株式会社ハナハク

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない 平成１９年　５月３０日変更　　平成１９年　６月１５日登記	
役員に関する事項	取締役　　　多　田　幸　平	平成２９年　５月３１日重任 平成２９年　６月　６日登記
	大阪府守口市河原町１３番３－９０１号 代表取締役　　多　田　幸　平	平成２９年　５月３１日重任 平成２９年　６月　６日登記
登記記録に関する事項	平成１５年９月２４日有限会社タダンを組織変更し設立 平成１５年　９月２４日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（大阪法務局管轄）

令和　４年　８月　２日
大阪法務局
登記官　　　　武　田　恵　美

株式会社　ハナハク　　定款

第１章　総　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社　ハナハク　と称する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．管工事業
２．電気工事業
３．太陽光発電・蓄電システムの販売、設置及びメンテナンス
４．建築工事業
５．空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、厨房設備工事、換気設備工事の設計、施工、請負、斡旋
６．洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器及びガス器具の販売
７．建築資材の販売
８．家庭用電気製品の販売
９．古物の売買
１０．インターネット販売
１１．カタログ販売
１２．建物、建築物の増改築、及びリフォーム業
１３．繊維製品、アクセサリー、日用雑貨の販売及び輸出入
１４．不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理・運営
１５．飲食業
１６．コンサルタント業
１７．各種企業への投資
１８．前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を　大阪市　に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、８００株とする。

（株券の不発行）
第 6 条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第 7 条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡しの請求）
第 8 条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）
第 9 条　当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の過半数の決定によって定める。

（自己株式の取得）
第 10 条　当会社は、株主総会の特別決議により、取得する株式の数、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額、株式を取得することができる期間並びにこれらの事項を特定の株主に通知する旨を定め、当該特定の株主との合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2　当会社は、前項の定めにより、特定の株主との合意により当会社の株式を取得する場合であっても、他の株主に対して、その旨を通知することを要せず、又他の株主か自己を特定の株主に追加したものを株主総会の議案とすることを請求することができないものとする。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）
第 11 条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第 12 条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第 13 条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第 14 条　当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

（基準日）

第 15 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（株主総会の権限）

第 16 条　株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

（招　集）

第 17 条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合には、いつでも招集することができる。

（招集手続）

第 18 条　株主総会を招集するには、株主総会の３日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

２　前項の招集通知は、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

３　第１項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（招集権者及び議長）
第 19 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定し、代表取締役が招集する。
２　株主総会においては、代表取締役が議長となる。

（決議の方法）
第 20 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議等の省略）
第 21 条　取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
２　取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）
第 22 条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第 23 条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第４章　株主総会以外の機関

（員　数）
第 24 条　当会社の取締役は、１名以上とする。

（選任の方法）

第 25 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（任　期）

第 26 条　取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（社長及び代表取締役）

第 27 条　取締役が２名以上ある場合は、そのうち１名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

２　代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

（報酬等）

第 28 条　取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第 29 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等）

第 30 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

２　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第 31 条　剰余金の配当がその支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第６章　附　則

（定款に定めのない事項）
第 32 条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、当会社現行定款に相違ありません。

令和　４　年　８　月　４　日

大阪市鶴見区焼野二丁目南５番３号
株式会社　ハナハク
代表取締役　　多　田　幸　平

会社実印

第二七七四〇三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍　大阪府

氏名　陣場　明子

昭和三十七年七月三日生

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の規定により給水装置工事主任技術者免状を交付する。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣　塩崎恭久

営業所付近の案内図

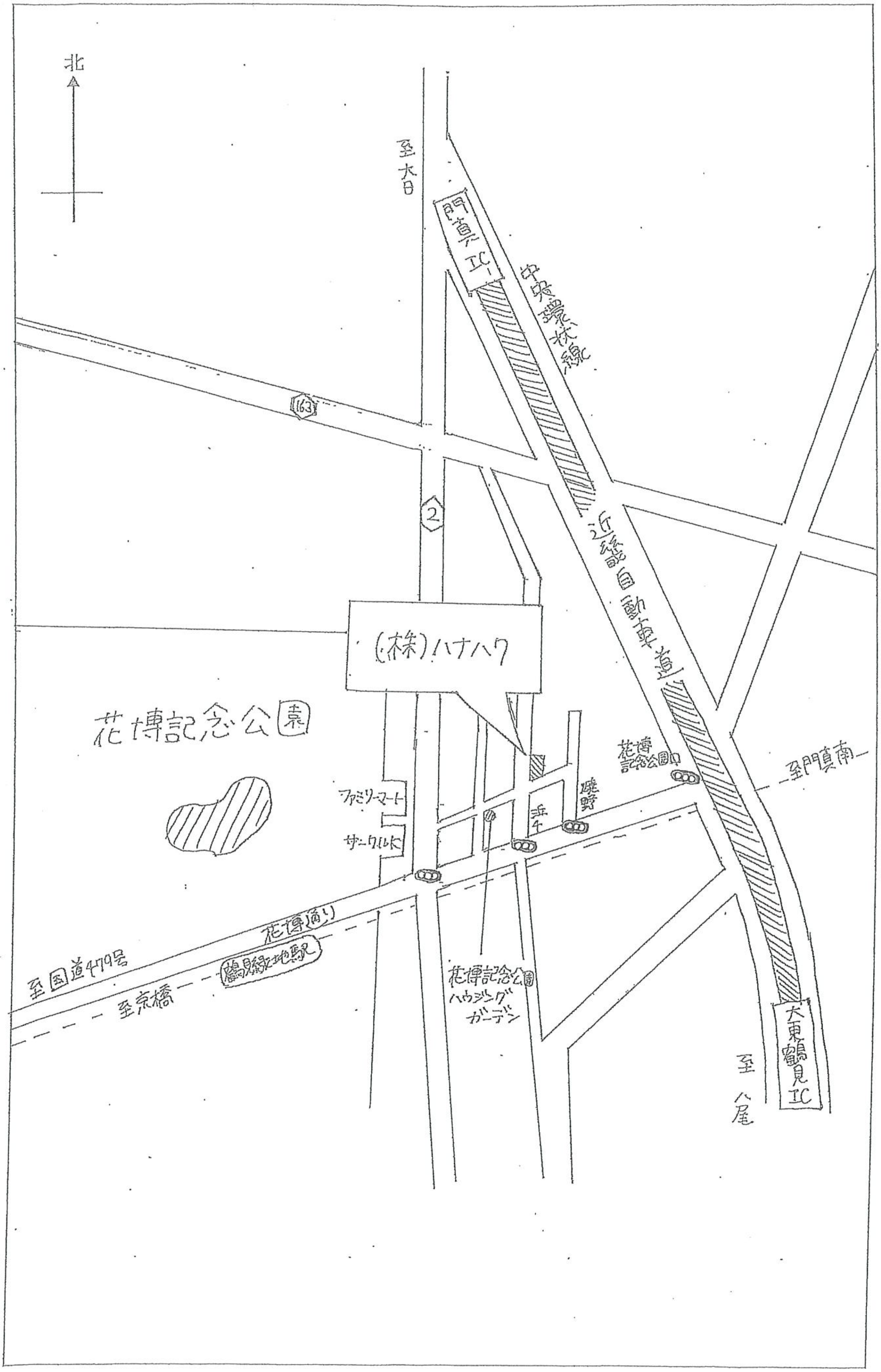

北
至大日
門真IC
中央環状線
163
2
近畿自動車道
(株)ハナハク
花博記念公園
ファミリーマート
サークルK
花博記念公園北
至門真南
鶴見緑地駅
花博通り
至国道479号
至京橋
花博記念公園ハウジングガーデン
大東鶴見IC
至八尾

建物図面

家屋番号	341番2
建物の所在	大阪市鶴見区焼野2丁目341番地2 （仮換地 茨田北地区ブロック第16号符号4）

営業所の各階平面図

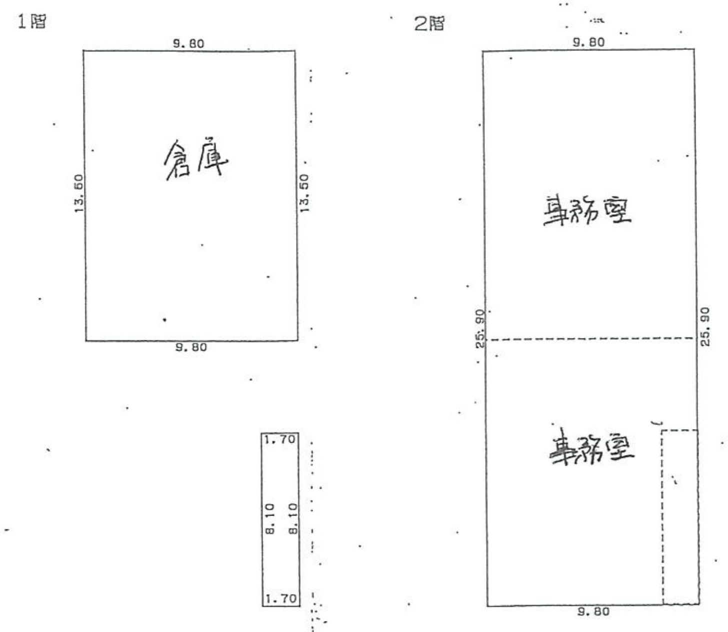

求積表

13.50 X 9.80	=	132.3000
8.10 X 1.70	=	13.7700
合計		146.0700
床面積		146.07 m²

求積表

9.80 X 25.90	=	253.8200
合計		253.8200
床面積		253.82 m²

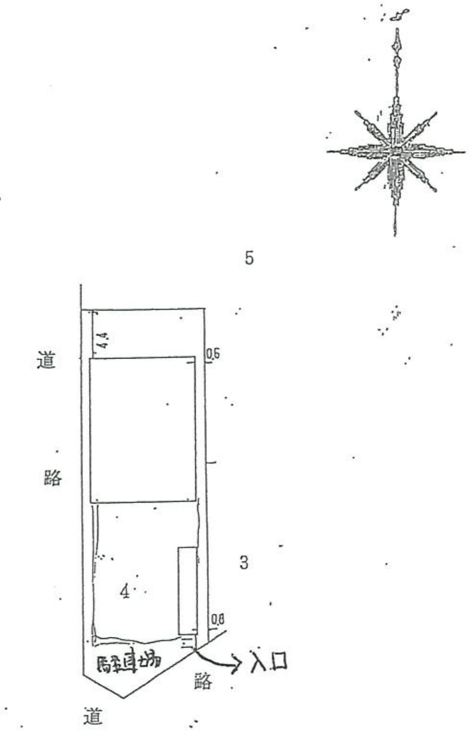

作製者	堺市桃山台2丁1 土地家屋調査士 木村 博宣 （平成 3 年11 月 2 日作製）	縮尺	1/250
申請人	有限会社北吉商事 代表取締役 北野吉治	縮尺	1/500

INAX
INAX
INAX
INAX
INAX
Panasonic
Rinnai
HITACHI
DAIKIN
ステンレス
ニッサンハロー
JFE
PRINCETON

住宅機器・水道資材
建築資材 総合卸販売
現金問屋 (株)ハナハク 本店
TEL:(06)4257-1810
FAX:(06)4257-1811
平日 AM 7:00 ▶ PM 7:00
土曜・祝日 AM 7:00 ▶ AM12:00
エコ事業
♦オール電化 ♦エアコン工事
♦太陽光工事 ♦ガス給湯器工事
♦蓄電池 ♦リフォーム全般
0120-38-8789
各種 販売・施工
住宅機器・水道資材・総合設備ショップ
HANAHAKU
住宅設備機器総合卸・配管資材
株式会社 ハナハク
TEL06-4257-1810 FAX06-4257-1811
任せて安心施工!!
HANAHAKU
給排水・衛生設備設計施工・本管工事
住宅リフォーム全般・電気工事・ガス工事・空調工事
新築・店舗設計施工・外壁サイディング・屋根工事
住宅介護リフォーム・介護用品販売施工
各市上下水道指定工事店
(株)ハナハク
大阪市鶴見区焼野2丁目南5-3 TEL0120-38-8789 FAX06-4257-1811

別記共通様式

受付番号	2022A0038

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和4年 8月 4日

申請者 氏名又は名称（フリガナ：ハナハク） 株式会社 ハナハク

〒 538-0037

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野2丁目南5番3号

代表者氏名（フリガナ：タダ コウヘイ） 代表取締役 多田 幸平

電話番号 06-4257-1810

FAX番号 06-4257-1811

メールアドレス hanahaku@galaxy.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類（ひとつだけの□に✓を入れて下さい）

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- □ ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- □ ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- □ ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ☑ ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者（□に✓を入れてください）

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第３（水道法施行規則第 22 条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者　殿

令和　４年　８月　４日

届出者　　株式会社　ハナハク
〒538-0037
大阪府大阪市鶴見区焼野２丁目南５番３号
代表取締役　多田　幸平

水道法第２５条の４の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の（選任）・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社　ハナハク	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
陣場　明子	第２７７４０３号	

（備考）この用紙の大きさは、A列４番とすること。

第二七七四〇三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍　大阪府

氏名　陣場明子

昭和三十七年七月三日生

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の規定により給水装置工事主任技術者免状を交付する。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣　塩崎恭久

厚生労働大臣印

国立印刷局製造